

令和8年9月2日

保護者の皆様

令和8年度 百々小だより（保存版）

京都市立百々小学校
校長 山下 博典

大地震・台風等による警報発令時の対応について

本校では児童の安全を確保するため、大地震や台風等による警報発令時の対応について以下のように決めております。ご理解いただいたうえ、ご協力よろしくお願いいたします。

1 震度5弱以上の地震が京都市域において発生した場合

「京都市域のいずれかの行政区」（山科区を含む京都市内のいずれかの区）に震度5弱以上の地震があった場合には、下記のような措置を取ります。

○登校前

下校後～午前0時までに発生 → 翌日臨時休業
午前0時以降～登校までに発生 → 当日臨時休業

○在校中

学校待機 → 保護者への引き渡しを実施

※震度4以下でも、被害状況等により学校判断で対応する場合があります。

2 暴風警報（暴風雪警報を含む）が発表された場合

台風等により、京都市域（「京都南部」又は「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「暴風警報」が発令された場合には、下記のような措置を取ります。

○登校前

発表中は自宅待機

○解除された場合

解除時刻	学校の対応
午前7時～午前9時	3時間目から授業
午前9時～午前11時	5時間目から授業
午前11時以降	臨時休校

※学校からの連絡に従って登校してください。

○在校中

臨時休校 → 安全確認後、集団下校等を実施

3 特別警報が発表された場合

京都市域（「京都南部」又は「京都・亀岡」）に「特別警報（大雨、暴風など6種類）」が発令された場合には、下記のような措置を取ります。

○登校前

自宅待機 → 命を守る行動を最優先に

○解除された場合

解除時刻	学校の対応
午前0時までに	5時間目から授業
午前0時時点で継続	臨時休業

4 避難勧告・避難指示（緊急）が発令された場合

百々小学校は、「土砂災害警戒区域」「山科川浸水想定区域」に関係する地域です。そのため、百々学区に避難指示が発令された場合暴風警報時に準じた対応を行います。

※自宅待機・臨時休業など

5 その他（まとめ）

1:次の場合は京都市全体で原則として臨時休業等となります。

- ・震度5弱以上の地震
- ・暴風警報・暴風雪警報
- ・特別警報
- ・氾濫特別警報（レベル5）

2:大雨警報だけでは休校になりません

保護者の皆様からのお問い合わせが多い内容です。京都市では、大雨警報・洪水警報・土砂災害警報が発表されても、原則として直ちに全市一律の休校とはなりません。

3:避難情報が重要な判断基準となります

学校では、校区内に「避難指示」が発令された場合、臨時休業等を行います。

4:学校が判断して休業する場合があります

次の場合は、校長が児童の安全を最優先に判断します。

通学路の危険 河川の増水 土砂災害の危険 積雪や倒木

避難所開設による教育活動への支障 など

※気象警報や避難情報が出ていなくても、安全確保のため臨時休業等の措置を行うことがあります。

5:すぐーる等で連絡します

学校からすぐーる等で連絡をいたしますが、間に合わない場合もあります。

保護者の皆様も上記の条件よりご判断いただければと思います。